

## 入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正について（案）

## 1 名称の変更について

生活困窮者の医療費の一部負担金に関する減免の事務取扱規定を新たに追加するため、名称を「入間市国民健康保険税及び一部負担金減免事務取扱要領」へ変更するものです。

## 2 基準の改正について

## ① 国民健康保険に関する規則第 13 条（一部負担金）の減免基準の追加

平成 30 年 10 月から 3 回に分け、段階的に生活保護基準の見直しが行われます。この見直しに伴い、国から「国民健康保険制度においては、生活保護基準の見直しによる影響がある場合は、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、その影響が及ばないようできる限り、対応することを基本的な考え方とすること。」と示されるとともに、これに基づいた一部負担金減免に係る財政支援の基準が示されました。（平成 30 年 11 月 1 日保国発 1101 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

このため、次の表のとおり、医療費の一部負担金の減免基準を新たに定めるものです。

項目	改正案	現行
減免基準額の算定	平成 31 年 4 月～平成 31 年 9 月まで 生活保護法に基づく基準額の 990/885 以下	生活保護法に基づく基準額の 1.0 倍以下
	平成 31 年 10 月～平成 32 年 9 月まで 生活保護法に基づく基準額の 990/870 以下	
	平成 32 年 10 月～ 生活保護法に基づく基準額の 1,155/1,000 以下	

※年度途中で一部負担金の減免基準額の算定に用いる率が変わりますが、生活保護基準額の引き下げの影響を受けないように率を変更し、一部負担金の減免基準額が下がらないようにするためのものです。

## ② 国民健康保険税条例第 24 条第 1 項第 2 号（生活困窮世帯）の減免基準の見直し

国民健康保険税の減免基準についても、一部負担金減免との整合性を図るため、減免基準を一部負担金と同様に改正し、生活保護基準の引き下げによる影響を受けないようにするものです。

### ③ 国民健康保険税条例第24条第2項（旧被扶養者）の減免基準の見直し

国から旧被扶養者の減免について、後期高齢者医療制度において、応益割に係る保険料軽減措置の期間を見直すこととされ、国民健康保険においても同様の見直しを平成31年度から行うよう通知がありました。これを受け、旧被扶養者に係る応益割の減免期間について次の表のとおり改正すものです。

なお、この改正については、応益割の減免期間の見直しに係るものであり、応能割（所得割・資産割）はこれまでどおり全額を免除することから、条例改正の必要が生じないため、当該事務取扱要領のみの改正を行うものです。

※旧被扶養者とは、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者（65歳以上に限る）が被用者保険から国民健康保険の被保険者となった者

項目		改正案	現行
応益割	均等割額	1/2減免（ <u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る</u> ）	1/2減免（ <u>当分の間</u> ）
	平等割額	1/2減免（ <u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る</u> ）	1/2減免（ <u>当分の間</u> ）

施行日：平成31年4月1日施行